

墨田区図書館運営協議会運営要領

(委員の再任)

第1条 墨田区図書館運営協議会要綱（以下「要綱」という。）第4条に規定する委員の再任は、原則として1回までとする。

(会長及び副会長の選任)

第2条 要綱第5条第2項に規定する会長及び副会長の互選は単記無記名投票によるものとし、有効投票の最多数を得たものをもって当選者とする。ただし、委員中に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができる。

(会長及び副会長の不在)

第3条 会長及び副会長がともにいないときは、年長の委員が会長の職務を行うものとする。

(会議の非公開)

第4条 会長は、必要があると認める場合は会議を非公開とすることができる。

(会議録の公開)

第5条 墨田区立ひきふね図書館は、会長の命により会議録を作成し、これを公開するものとする。ただし、前条の規定により非公開となった場合は、この限りでない。

(傍聴)

第6条 傍聴人の定員は5名とし、受付は会議の当日、先着順に行うものとする。ただし、会議が非公開となった場合は退場しなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第7条 会長は、委員及び傍聴人が会議の秩序を乱すおそれがあると認める場合は、これを制止し、これに従わない場合は、当該委員及び傍聴人に対して退場を命じることができる。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。